

第2章

犯罪被害者等のための具体的施策*1

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 交通事故被害者への相談対応

各都道府県警察本部・警察署において、交通事故相談として、「交通相談係」の表示を掲げ、相談窓口を設置している。相談窓口では、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続などの一般的事項の説明

などを実施している。また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から、当該交通事故などを起こした加害者に対する意見聴取の期日などや運転免許の行政処分の内容などについて問い合わせがあった場合に、それぞれ適切に対応している。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士、カウンセラーなどが、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っている。

平成18年中の都道府県警察における意見聴取の期日などに関する問い合わせに対する回答件数は35件、行政処分結果に関する問い合わせに対する回答件数は81件であった。また、18年度中の都道府県交通安全活動推進セ

ンターにおける交通事故相談回数は18,551回であった。

今後も交通事故被害者等の心情に配慮しつつ、交通事故被害者等の要望に応じた適切な相談業務を実施していく。

(2) 刑事事件記録の閲覧制度

検察庁において、訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）を保管しており、保管検察官の許可を得て誰でも閲覧することが可能である。

不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書などの証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。

また、犯罪被害者等が民事訴訟などにおいて被害回復のための損害賠償請求などの権利を行使するために必要と認められる場合には、実況見分調書などの客観的証拠を犯罪被害者等に対し弾力的に開示しており、供述調書についても、開示できる範囲を拡大するなど、弾力的な運用に努めている。

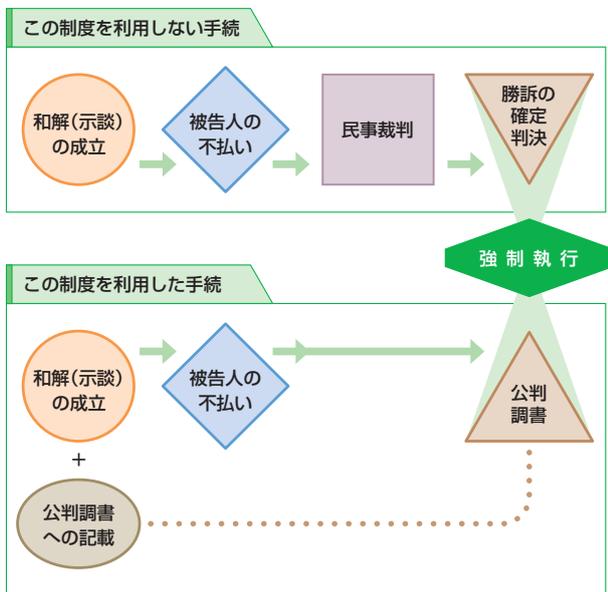
(3) 刑事和解(犯罪被害者保護二法関係)

刑事和解とは、被告人と犯罪被害者等との間において、被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをする

(*1) 本章では、平成18年度から19年度前半に講じた施策を、基本計画の5つの重点課題に沿って記載している。なお、複数の分野にわたる施策については、一括して記載している。

ことができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載が、裁判上の和解と同一の効力を有する制度である（「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（平成12年法律第75号））。これにより、犯罪被害者等は、被告人から債務の履行がない場合に、別に民事訴訟を提起することなく、当該公判調書により強制執行の手続をとることができる。

この制度による申立てが公判調書に記載された延べ件数は、制度導入（平成12年11月）以降18年までの間に、330件であり、うち18年は73件であった*2。



出典：法務省ホームページ

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(4) 日本司法支援センターによる支援 (民事法律扶助制度の活用)

日本司法支援センター（愛称：法テラス。以下「法テラス」という。）において、損害賠償に関する問い合わせがあった場合、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助制度の利用について案内している（法テラスホームページ「民事法律扶助業務の説明と利用方法」：http://www.houterasu.or.jp/center_riyou/minji_fuju.html）（P28 コラム3「法テラスにおける犯罪被害者支援業務」参照）。

同制度は、無料法律相談を行い、必要に応じて法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行うものである。これにより、犯罪被害者等が加害者から損害賠償を任意に受けることができない場合などに必要となる弁護士費用や損害賠償請求費用の負担が軽減される。

しかし、未だ法テラスの存在自体十分認知されておらず、犯罪被害者等に対する援助制度も十分認知されていないことから、引き続き、制度の周知に努力していく。

(*2) 最高裁判所事務総局の資料による。